

議案第11号

指導不適切教員等の取扱いに関する規則中改正について

指導不適切教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月2日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

指導不適切教員等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導不適切教員等の取扱いに関する規則（平成20年横須賀市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項」を「職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第5項又は第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正（令和3年法律第63号）に伴い、所要の条文整備をするため、この規則を改正する。

(定義)

**第2条** この規則において「教員等」とは、教諭、養護教諭及び講師をいう。

ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用された職員、臨時的任用職員及び常勤を要しない職員を除く。

2 この規則において「指導不適切教員等」とは、次のいずれかに該当する教員等をいう。

- (1) 教科に関する専門的知識、技術等の不足のため、学習指導を適切に行うことができない。
- (2) 指導方法が不適切であり、学習指導を適切に行うことができない。
- (3) 生徒等の心を理解する能力に欠け、学級経営及び生徒指導を適切に行うことができない。

職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則、  
第5項又は第6項